

# 公共建築の品質確保に向けて

平成28年6月  
全国営繕主管課長会議

## はじめに

公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の改正を踏まえ、全国営繕主管課長会議では、品確法に基づく適切な発注関係事務の実施と、公共建築のより高い品質の確保に向けて、市町村において公共建築に係る発注関係事務を担当される皆さまのご参考としていただくため、パンフレットを作成しました。

## 1. 品確法の趣旨と体系

平成 17 年に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）が制定されてから 10 年が経過しました。

この間に、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、建設業が果たすべき役割はますます増大してきました。一方で、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少、担い手不足といった構造的な問題も生じています。

このような背景のもと、品確法と、これと密接に関係する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、建設業法が一体的に改正されました。平成 26 年 6 月に施行された品確法の改正では、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のための「発注者責任の明確化」、「多様な入札契約方式の導入・活用」等について定められています。

### 品確法の改正（公共工事の品質確保の促進に関する法律）

- 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保、ダンピングの防止等
- 発注者の責務（予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、適切な工期設定、適切な設計変更等）を明確化
- 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、行き過ぎた価格競争を是正

平成 26 年 6 月 4 日改正

### 基本方針（公共工事の品質確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針）

- 公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

平成 26 年 9 月 30 日閣議決定

### 運用指針（発注関係事務の運用に関する指針）

- 発注者が、自らの発注体制や地域の実情等に応じて、発注関係事務を適切かつ効率的に運用するための共通の指針

平成 27 年 1 月 30 日申合せ

## 2. 公共建築の品質

公共建築を利用者の満足度の高い、より品質の高いものとするためには、利用者のニーズへのきめ細やかな対応が重要となります。

そのためには、例えば、

- ・住民と協働しながら、施設整備の一連のプロセスを進めること
- ・求められる品質を確保できるよう、技術的能力や技術提案の審査・評価により設計者や施工者を選定すること

などについて考慮のうえ、施設整備のプロセスを設定することが必要です。

## 3. 公共建築整備のプロジェクトの流れと品質確保のポイント

公共建築整備のプロジェクト（以下、プロジェクト）の各段階において、発注関係事務を適切に実施するために取り組むべき事項は、「発注関係事務の運用に関する指針」に示されています。

### 企画・立案段階

プロジェクトのスタートに当たり、次のようなことについて考えることが必要です。

- ① プロジェクトの目標の設定
- ② 全体事業工程計画の設定
- ③ プロジェクトの内容を明確化し、必要となる事業費の算定・措置
- ④ プロジェクトを実施する体制の確保

#### 《発注者支援の活用例》

- ・基本構想作成業務の委託等

#### 《参考資料》

- ・新営予算単価
- ・公共建築工事における工期設定の基本的考え方



### 調査・設計段階

業務の性格に応じて、技術提案を求めるプロポーザル方式を活用するなど、適切な選定契約方式を選択するよう努めることが必要です。

#### 《発注者支援の活用例》

- ・選定手続きに係る支援業務の委託
- ・設計者選定委員会における委員の外部委嘱

#### 《参考資料》

- ・建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン



## 工事発注準備段階

工事の性格等に応じた、入札契約方式を選択するよう努めることが必要です。また、現場条件を踏まえた適切な設計図書の作成、調査結果・設計内容を踏まえた適切な工期設定、適正な利潤の確保を可能とする適正な予定価格の設定をすることが必要です。



### 《参考資料》

- ・公共建築工事営繕積算方式活用マニュアル
- ・営繕工事積算チェックマニュアル

## 入札契約段階

競争参加者に技術提案を求めるよう努めること、その場合に工事の性格に応じた技術提案の評価内容を設定するよう努めることなどが必要です。



### 《発注者支援の活用例》

- ・入札手続きに係る支援業務の委託
- ・技術提案評価委員会における委員の外部委嘱

## 工事施工段階

施工体制等の確認、工事中の施工状況の確認等監督を適切に実施することが必要です。また、必要に応じて適切に設計変更を行うことが必要です。



### 《発注者支援の活用例》

- ・工事監理業務の委託

### 《参考資料》

- ・営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）

## 完成後

契約書に基づく工事の完成検査を行うとともに、技術検査を行い、その結果を工事成績評定に反映させます。

### 《発注者支援の活用例》

- ・工事検査に係る支援業務の委託

### 《参考資料》

- ・公共建築工事成績評定要領作成指針

《参考資料》は次のホームページに掲載しています。

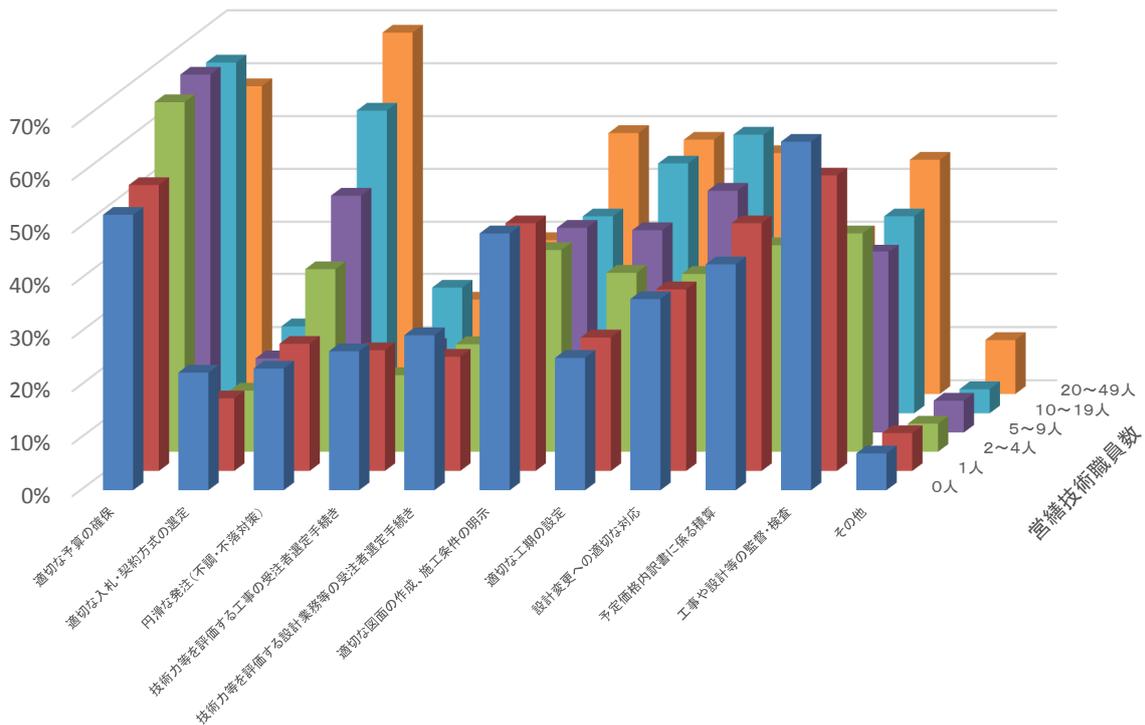
<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>

## 4. アンケート調査結果の概要

全国営繕主管課長会議では、市町村の皆さまが発注関係事務を適切に実施し、より高い公共建築の品質を確保していただくために、全国の市町村の公共建築工事発注部局の皆さまを対象として、発注者支援へのニーズに関するアンケート調査を実施しました。

### ■対応の難しさを感じている事務

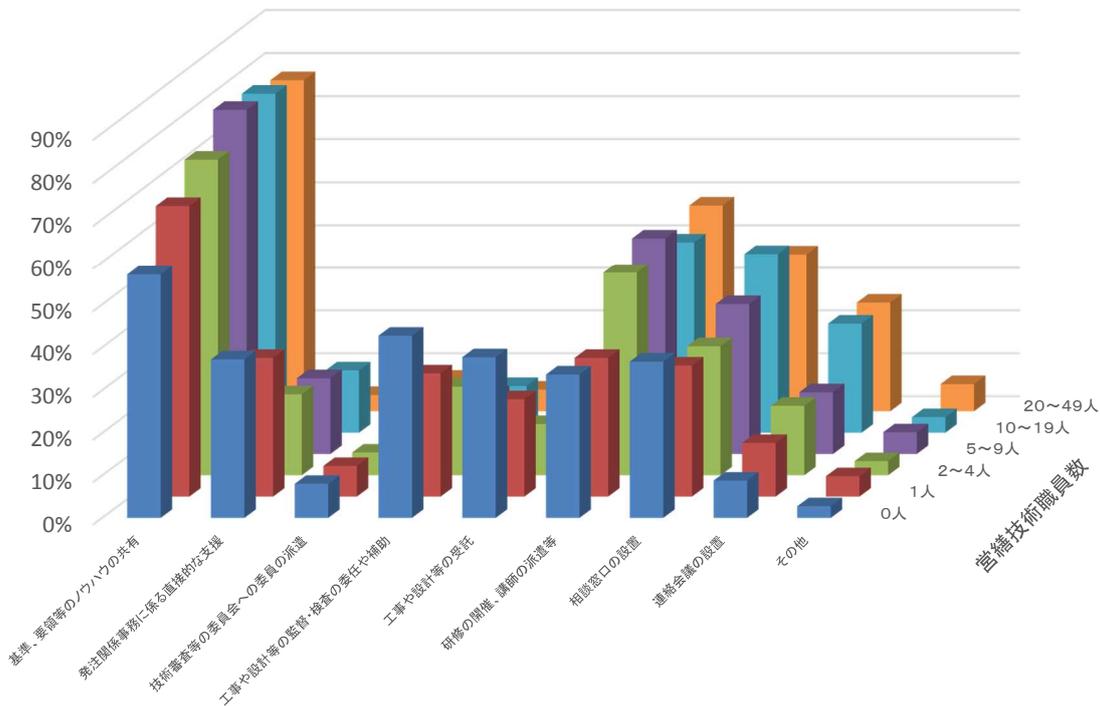
適切な予算の確保、工事や設計等の監督・検査、適切な図面の作成や施工条件の明示などが上位を占めていますが、市町村の皆さまが対応の困難さを感じておられる事務は多様で、どの項目についても少なからず該当の回答があり、それぞれの体制による事情の違いがある様子がわかります。



## ■国、都道府県等に支援を望むこと

全体では基準、要領等のノウハウの共有への要望が最も高く、次いで研修の開催や講師の派遣等への要望が高くなっています。

また、営繕技術職員数の少ない市町村においては、工事や設計等の監督・検査の委任や補助、工事や設計等の受託、発注関係事務に係る直接的な支援への要望も高くなっています。



## お困りのときには

品確法においては、

- ・発注関係事務を適切に実施するため、発注者は体制の整備に努めること
- ・発注者間で情報交換を行うことなどにより連携に努めること
- ・自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である場合は、これを実施することができる者の能力の活用に努めること

などが規定されています。

全国営繕主管課長会議は、都道府県、政令市と国土交通省の公共建築工事発注部局が連携を図る場であり、市町村の皆さまへの支援についても連携して取り組むこととしています。

ホームページ等で、基準やマニュアルの情報を提供しているほか、個別のご相談にも対応していますので、必要なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

## Q & A

Q1 予定価格と入札価格が乖離し、入札が不成立になりました。どのような対策が有効ですか。

A1 ①実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定が必要です。（最新単価の採用、共通仮設費の適切な積上げ、適切な数量積算等。）②急激な価格変動時には、入札参加者からの見積りを活用した積算もあります。③条件が曖昧な場合、リスクを見込み高い入札価格となる可能性があることから、施工条件の詳細な明示が必要です。④契約後に施工条件と工事現場が一致しない場合等のリスクを入札価格に見込む必要がないよう、設計変更や物価上昇に対する契約金額の変更を適切に行うことも有効と考えます。⇒「営繕積算方式活用マニュアル【普及版】」「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）」「公共工事標準請負契約約款」

Q2 工事発注にあたり、入札参加者が無く不成立になりました。どのような対策が有効ですか。

A2 事業の円滑な施工が確保されるよう、適切な規模での発注（発注ロットの大型化等）、施工条件のより詳細な明示、発注時期の平準化（余裕工期の設定等）に努めることなどが考えられます。⇒「発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）」「公共工事の円滑な施工確保について」「官庁営繕工事における不調・不落対策について」

Q3 難易度の高い工事においても高い品質を確保するためにはどのような方法がありますか。

A3 公共工事の品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと等に鑑み、工事内容に応じた技術提案を求め、価格と品質を総合的に評価する「総合評価落札方式」を活用するなど、工事の性格等に応じた適切な入札・契約手続きの選択・実施が必要です。また、発注者が、入札・契約手続き、設計や工事の監督・検査等の発注関係事務を適切に実施することが重要であり、十分な体制を確保できない場合は、国や都道府県に相談するほか、発注者支援業務を活用する方法等が考えられます。⇒「発注関係事務の運用に関する指針（解説資料）」「公共建築工事総合評価方式適用マニュアル・事例集」

Q4 工事の品質確保のため、監督業務を適切に行いたいのですが、専門技術者がいません。

A4 監督業務のうち、特に建築士法上の工事監理を業務委託する方法のほか、発注者支援機関等に監督補助の支援業務を委託する方法等が考えられます。⇒「建築工事監理等業務委託の進め方―公共建築の工事監理等業務委託マニュアル（案）」

Q5 資格や技術力を有する能力の高い設計者と契約するにはどのような方法がありますか。

A5 価格の多寡によってのみ選定するのではなく、技術提案書の評価により設計者を特定する「プロポーザル方式」や、価格と技術力を総合的に評価する「総合評価落札方式」があり、国土交通省では、その運用等を示したガイドラインを公表しています。⇒「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」

Q6 大規模な工事発注経験がほとんど無く、適切な工期設定を行う方法がわかりません。

A6 他の発注機関を含む過去の同種工事の事例を参考に設定する方法のほか、設計業務を委託する際に業務内容に概略工事工程表の作成を含め、これを参考に設定する方法等があります。⇒「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」

Q7 施設建替えの検討において、どの程度の工事費を予算計上すればよいかわかりません。

A7 庁舎等の工事費の予算要求に使用する単価については、国土交通省が作成している新営予算単価があります。特殊な用途や仕様の建築物等の場合には、設計業務に先立ち基本構想業務を委託し、その概算金額を把握する方法等もあります。⇒「新営予算単価」

詳しくは、⇒にある資料をご参照ください。

次のホームページに掲載しています。<http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>

※下線の資料については、国土交通省ホームページよりご確認ください。<http://www.mlit.go.jp/>

## 問い合わせ先

### ■国土交通省 公共建築相談窓口

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 計画課		03-5253-8111 (内線 23224)	
北海道開発局営繕部営繕調整課	011-709-2311①	東北地方整備局 営繕部 計画課	022-225-2171②
関東地方整備局 営繕部 計画課	048-601-3151②	北陸地方整備局 営繕部 計画課	025-280-8880
中部地方整備局 営繕部 計画課	052-953-8197	近畿地方整備局 営繕部 計画課	06-6942-1141②
中国地方整備局 営繕部 計画課	082-221-9231②	四国地方整備局 営繕部 計画課	087-851-8061②
九州地方整備局 営繕部 計画課	092-471-6331②	内閣府沖縄総合事務局 開発建設部営繕課	098-866-0031③

①:内線 5730 ②:内線 5153 ③:内線 5152 ※上記のほか最寄りの営繕事務所でも受け付けています。

### ■都道府県

北海道建設部建築局計画管理課	011-231-4111	滋賀県土木交通部建築課	077-528-4257
青森県県土整備部建築住宅課	017-734-9702	京都府建設交通部営繕課	075-414-5376
岩手県県土整備部建築住宅課	019-629-5955	大阪府住宅まちづくり部公共建築室計画課	06-6210-9782
宮城県土木部営繕課	022-211-3264	兵庫県県土整備部住宅建築局営繕課	078-341-7711
秋田県建設部営繕課	018-860-2582	奈良県土マネジメント部まちづくり推進局営繕課	0742-27-7596
山形県県土整備部建築住宅課営繕室	023-630-2650	和歌山県県土整備部都市住宅局公共建築課	073-441-3248
福島県土木部営繕課	024-521-7526	鳥取県総務部営繕課	0857-26-7014
茨城県土木部営繕課	029-301-4546	島根県総務部営繕課	0852-22-5223
栃木県県土整備部建築課	028-623-2516	岡山県土木部都市局建築営繕課	086-226-7508
群馬県県土整備部建築課	027-226-3710	広島県土木建築局営繕課	082-513-2311
埼玉県都市整備部営繕課	048-830-5619	山口県土木建築部建築指導課	083-933-3843
千葉県県土整備部営繕課	043-223-3203	徳島県県土整備部営繕課	088-621-2607
東京都財務局建築保全部技術管理課	03-5321-1111	香川県総務部営繕課	087-832-3576
神奈川県県土整備局建築住宅部営繕計画課	045-210-6580	愛媛県土木部道路都市局建築住宅課営繕室	089-912-2762
新潟県土木部都市局営繕課	025-280-5446	高知県土木部建築課	088-823-9865
富山県土木部営繕課	076-444-8915	福岡県建築都市部営繕設備課	092-643-3744
石川県土木部営繕課	076-225-1781	佐賀県県土づくり本部建築住宅課	0952-25-7166
福井県土木部建築住宅課	0776-20-0510	長崎県土木部建築課	095-894-3095
山梨県県土整備部営繕課	055-223-1400	熊本県土木部建築住宅局営繕課	096-333-2539
長野県建設部施設課	026-235-7344	大分県土木建築部施設整備課	097-506-4713
岐阜県都市建築部公共建築住宅課	058-272-1111	宮崎県県土整備部営繕課	0985-26-7548
静岡県経営管理部財務局営繕企画課	054-221-3374	鹿児島県土木部建築課	099-286-2111
愛知県建設部建築局公共建築課	052-954-6593	沖縄県土木建築部施設建築課	098-866-2416
三重県県土整備部営繕課	059-224-2150		

### ■発注者支援に対応する関係法人 ※法人ごとに行える業務は異なります。

(一社)公共建築協会	03-3523-0381	(公社)山梨県建設技術センター	055-232-0519
(一財)建築保全センター	03-3553-0070	山梨県住宅供給公社	055-237-1656
(一財)建築コスト管理システム研究所	03-3434-1530	長野県住宅供給公社	026-227-4322
(一財)北海道建設技術センター	011-711-2308	(公財)岐阜県建設研究センター	0584-81-1332
(公財)山形県建設技術センター	023-631-1142	(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	054-285-8787
山形県住宅供給公社	023-679-5255	愛知県住宅供給公社	052-954-1371
(一財)宮城県建築住宅センター	022-262-0378	(公財)三重県建設技術センター	059-229-5607
(一財)茨城県建設技術公社	029-291-8074	広島県住宅供給公社	082-248-2271
(公財)とちぎ建設技術センター	028-626-3188	(一財)島根県建築住宅センター	0852-26-4577
群馬県住宅供給公社	027-223-5811	(公財)福岡県建設技術情報センター	092-947-2493
(公財)群馬県建設技術センター	027-280-5007	(公財)佐賀県建設技術支援機構	0952-26-1697
埼玉県住宅供給公社	048-829-2132	(公財)長崎県建設技術研究センター	0957-54-1600
(公財)千葉県建設技術センター	043-247-0266	(公財)宮崎県建設技術推進機構	0985-20-1830
(一財)新潟県建設技術センター	025-267-4810	沖縄県住宅供給公社	098-917-2430
(一財)富山県建築住宅センター	076-439-0248	千葉市住宅供給公社	043-245-7512
(公財)福井県建設技術公社	0776-20-0392		